



やお市政だより

第366号

昭和43年8月20日

昭和24年10月10日第三種郵便物認可

発行所 大阪府八尾市役所

編集兼発行人 岡田繁春

印刷所 サンケイ印刷株式会社

市民憲章 わたくしたち八尾市民は 1. 若い力をそだてましょう。1. あたかいいでまじわりましょう。1. みどりのまちをつくりましょう。1. 文化財をたいせつにしましょう。1. 働くよろこびに生きましょう。

市の動き

☆高美小新校舎できる

高美町3丁目で建設をすすめていた、高美小学校の新校舎が完成し、新学期から新校舎で授業を始めるようになりました。

この校舎は鉄筋コンクリート4階建(1部2階)工費1億4,470万円、L字型の校舎で普通教室18、特別教室4(延建築面積3,761m²)を備え、1周200mのトラックのある運動場が設けられています。

1学期中、八尾小に同居していた734人の高美小の児童たちは、仲良しだった八尾小の児童たちと別れることになりました。写真①

☆近鉄線八尾弥刀間高架へ

いま市内の東部と西部では、幹線道路中央外環状線の建設工事が進められていますが、このほど、中央環状線と交差する近鉄線弥刀一八尾間のうち約680mを高架(高さ6m)にする工事が行なわれています(久宝寺口駅は高架駅)

完成目標は45年3月(万博開催年)で、工事は沿線のみなさんのご迷惑にならぬよう、無振動工法で静かに行なわれることになっています。写真③④

☆大門こども会優勝(ソフトボール)

こども会恒例の行事、第10回こども会連合親善ソフトボール大会、第2回ジュニア親善ソフトボール大会は今月4日から市立山本球場で開幕、炎天下元気いっぱいのプレーをくりひろげました。

9日の優勝戦ではこども会男子の部は大門こども会(竹淵)が2対1でなかよしこども会(竜華)に、女子の部はさくらこども会(安中)が11対9で田井中東こども会に、ジュニア男子の部は大正ジュニアが8対0で竹淵ジュニアに、女子の部は竹淵ジュニアが37対0で楠根ジュニア(用和)に勝ち、晴れの優勝を獲得しました。写真⑤⑥

☆予防接種車がお目見え

予防接種、健康診断、成人病検査など伝染病の予防に新しく予防接種車が活躍することになりました。

この予防接種車は、八尾信用金庫から寄付されたマイクロバスを改装したもので、医師用机、椅子2組や冷暖房装置、放送設備、車外に受診票の記入テーブル、天幕などがあり主に予防接種をするようにつくられています。毎年ふえる予防接種人口をさばくために機動力を発揮することになっています。

写真⑦

☆道路補修に新鋭機購入

土木課では、デコボコになったアスファルト道路を補修するアスファルトを作る「常温アスファルトプラント」を購入しました。

この機械は、青山町にある土木課材料置き場に設けられ、ボタン1つで材料の砂、採石メンテボンド(油)を自動的に運び混合し、わずか50秒で170kgのアスファルトをホッパーから出せる仕掛けになっています。これでアスファルト混合が早くなり、舗装のスピードもグット上がります。写真⑧⑨



人の動き =43・7・31=

人口総数 195,034 (+ 758)
男 98,604 (+ 364)
女 96,430 (+ 394)
世帯数 58,252 (+ 207)

()内は前月よりの増減です。



YAO CITY

やお市政だより

昭和43年8月20日

2

第366号

市の行事

8/26(月) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**心配** 13.00~16.00 ノ
★市民税第二期分、国民健康保険税第三期分の納期限

★成人病検診 9.30~15.00 山本小学校

27(火) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**交通** 13.00~16.00 市民相談室
★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター

★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター

★成人病検診 9.30~15.00 山本小学校

★納税移動窓口 13.00~15.00 中田高安市場、都塚ツルミ橋

28(水) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**結婚** 13.00~16.00 ノ
★**行政** 13.00~16.00 市民相談室

★成人病検診 9.30~15.00 山本小学校

★納税移動窓口 13.00~15.00 竹淵南陽温泉、植松渋川神社

29(木) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
★成人病検診 9.30~15.00 山本小学校

★婦人スポーツ教室(テニス) 13.00~16.00 教育センター

★一般スポーツ教室(ノ) 17.30~21.00 ノ

30(金) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★三歳児の健康診断 13.30~15.00 山本小、中高安小
★文学教室『夏目漱石』(吉田孝次郎) 18.00~20.30 労働会館分館

31(土) ★防災の日

★こどもを交通事故から守る運動(15日ま)

★第22回大阪都市対抗総合体育大会(卓球、一般の部)
★市長旗争奪軟式野球大会 9.00~山本球場

9.00~教育センター

2(月) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**心配** 13.00~16.00 ノ
★こどもの交通事故0の日

★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター

★出張献血 10.00~15.00 市立病院

3(火) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**交通** 13.00~16.00 市民相談室
★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター

★婦人スポーツ教室(バトミントン) 13.30~16.00

教育センター

★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
★住民検診 10.00~12.00 安中小学校

★一般スポーツ教室(バスケット) 17.30~21.00 ノ

★こどもの交通事故0の日

4(水) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**結婚** 13.00~16.00 ノ
★住民検診 10.00~15.30 志紀中学校

5(木) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター
★住民検診 10.00~12.00 安中小学校

★婦人スポーツ教室(バトミントン) 13.30~16.00

教育センター

★一般スポーツ教室(バスケット) 17.30~21.00 ノ

6(金) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★文学教室『万葉と河内』(大賀) 18.00~20.30 労働会館分館
★住民検診 10.00~15.30 南高安小学校

★こどもの交通事故0の日

7(土) ★無料法律相談 13.00~15.00 市役所4階会議室

8(日) ★第22回大阪都市対抗総合体育大会(卓球、青年の部) 9.00~教育センター
★市長旗争奪軟式野球大会 9.00~山本球場

9(月) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★**心配** 13.00~16.00 ノ
★住民検診 10.00~12.00 曙川出張所、13.30~15.30 清友幼稚園

10(火) ★**家児** 10.00~16.00 福祉会館
★府の巡回交通相談 10.00~16.00 市役所4階会議室
★青少年愛護相談 9.00~17.00 教育センター

★ママとボクの体操教室 13.30~16.00 教育センター

★三歳児の健康診断 13.30~15.00 竹淵小、大正小

★住民検診 10.00~15.30 用和小学校

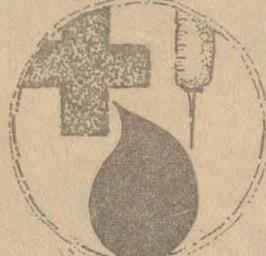
●選挙人名簿登録申し出は9月2日まで

永久選挙人名簿の追加登録を9月2日まで行ないますので忘れず申し出ください。
▷登録の申し出をしていただく方=①新規者の方(昭和23年6月3日から9月2日までの間に生まれた方で、9月1日現在当市に引き続き3ヶ月以上住んでいる方) ②転入された方(昭和43年3月2日以降6月1日までに転入した人で申し出手続きをしない方) ③登録もれの方
▷申し出の方法=9月2日(月)午後5時までに、市選挙管理委員会(市役所内型庁舎)か各出張所へ印かんを持ってお越しください。



●市立病院の献血は第1・第3火曜です

市立病院では、いつでも市民のみなさんに献血をしていただけるよう4月から院内に赤十字血液センターの出張所を開いています。これまでに461人の方々に献血していました。
献血は次のとおりですから、気軽に献血にお越しください。
▷献血の日……毎月第1、第3火曜日
▷献血できる人……満16歳以上65歳未満の方で、体重が男45kg、女40kgを超える健康な人なら誰でも献血できます。
▷献血していただくと……献血された方には献血手帳、血液型検査証をお渡します。



差別のない八尾市を築こう

議員の差別発言をめぐって



市民の皆さん、現在、国、府、市をあげて「同対策審議会答申完全実施」を目標に一日も早く同和問題を解決し、差別のない社会を築くために取り組みつつありますとき、残念ながら本市におきまして、一市議会議員による「差別発言」にみられ

る問題がおこりました。

この「事実」を正しく認識し、同和問題解決についての全市民的な学習と実践のための生きた教訓とするため、ここに本特集号を編集し、おとどけすることになりました。家庭で、職場で、各地域で

話合いや学習の資料としてご活用いただき、差別のない八尾市を築くためにお力ぞえをいただきますようお願い申し上げる次第です。

声明書

昭和43年7月11日および27日の両日、同和地区（旧西郡地区並びに旧八尾座地区）の市民が、文教産業委員協議会における松村一雄氏の発言は、許し難い悪質な差別発言であるとして抗議され、松村一雄氏は差別の事実を認め、責任をとって議長に辞職願を提出し、議長がそれを許可しました。

市・市議会・教育委員会は、この発言が、日本国憲法第14条（すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。）にうたわれている一国民の平等、無差別の崇高な精神をまったく無視した間違った言動である、という観点にたって問題の本質を市民のみなさんに、ご報告申し上げ、今後ふたたびこのような不祥事が起こらないよう最善の努力を払ってまいりたいと存じております。

松村一雄氏は、5月18日と、6月8日両日の文教産業委員協議会において、「差別」という言葉をなくすために、「同和教育というものをなくせ」、「同和地区住民が密集して住んでいるから、いろいろ問題が起ころてくる。どんどん分散していくば、同和教育もいらなくなる」、「同和事業予算が多過ぎるから、一般事業の支出にまわして、差別のないようにせよ」、「部落差別は、部落の人間が一般の者に差別意識を持たせているのではない

か」という意味の発言をしたのであります。

これらは、一見正当な理論のように受け取れますか、実はまったく、同和問題を理解しない、許し難い差別観念を表わしたものと、いわざるを得ないのであります。一言にしていうならば「差別をいつまでも、そのまま温存しておけ、部落の低位性は、部落住民自身の責任で解決せよ」という、まったく差別的な考え方を表わしたものといわなければなりません。

「部落」は、歴史的にみて、あやまつた封建社会の政治、経済、社会の諸条件に規制せられて、形成されたものであり、一定の身分職業、居住地を強制されたものであります。にもかかわらずそれ以後、今日に至るまで、「人間外の人間」のごとく取り扱われ、一般市民の間においても、就職に、結婚に、その他の交際において、疎外されている現実があります。この姿に目をおおい、耳に栓をして見過すことは、日本人として最も恥ずべき社会悪を認めつづけることあります。このような差別が温存されている中で、部落住民が貧困に苦しみ、貧困なるが故に差別され、差別と貧困の繰りかえしの中で、苦しい生活を余儀なくさせられている事実は、一日も放置できない問題であります。

日本国憲法も「すべての国民は、基本的人権の享有をさまたげられない」と宣言してお

りますし、同和対策審議会答申も同和問題の早急な解決こそ「國の責務であり、同時に國民的課題である」と表明しているとおりであります。

市は毎年度、同和問題解決を重点施策の一つに掲げ、早期解決に力を注いでおりますがそのなかにおいて、本問題をひき起こしたことは、未だその努力のいたらなかつた証拠として深く反省し、なお一層強力に対策を推進するため、市・市議会・教育委員会が力をあわせて取り組んでまいる考えであります。

以上の意味におきまして、今後同和事業並びに同和教育に関する長期計画を樹立し、これにもとづき積極的に施策を推進いたします。

しかしながら、何分にも複雑、広範にわたる問題でありますので、全市民一人一人が、本問題に対する正しい理解と認識を持っていただき、ご協力いただくことが部落問題解決の上で、最も大切なことがらであると考えます。市民各位の絶大なるご支持、ご協力方をお願いしてやみません。

ここに今回の問題に関する見解と、今後の決意を明らかにし、声明といたします。

昭和43年8月16日

八尾市
八尾市議会
八尾市教育委員会

●議員辞職のあらまし

7月26日、八尾市議会議員松村一雄氏は辞職しました。

新聞などで、このできことはすでにみなさまにも伝えられ、辞職をめぐってさまざまな声が聞かれています。

市議会の委員会の会議で、一議員が同和問題について発言したことがなぜ議員の辞職という重大な結果にまで発展したのでしょうか。

松村一雄氏の言動にはどのようなあやまりがあったのでしょうか。

そして、そのあやまりが同氏の辞職につながるのでしょうか。

このことを理解するには、同和問題がわたくしたち八尾市民の一人一人にどのようなあやまりがあり、八尾市の行政にどう結びつかなければならないかということを知らなければなりません。

もとより、みなさまにこのことを十分ご理解いただくことは決してやさしいことではありませんが、松村一雄氏の辞職の事情を、みなさまにお伝えすることによって、同和問題とわたくしたち市民との関係、また市行政との関係を、この際身近かな問題としてお考えいただきたいと思います。

5月18日、市議会では文教産業常任委員会の協議会が開かれました。

5月13日に終った臨時市会で所属委員の変更があったあと、はじめての会議でした。

会議のなかでは、この委員会が専門に審議する市行政の各部門（教育、産業、農業）を担当する部、課からそれぞれの事業の現況が説明されました。

この会議で、委員の一人である松村一雄議員から、同和問題についてつぎのような意見が述べられたのです。

●発言の内容

「現在では、同和地区住民も一般住民も社会的には平等なのだから、差別がつくり上げ

られる前に同和教育も、同和ということばもなくしてしまって、現在の社会に即応するような均等を保つていけばよい。

同和教育は、同和地区に対する偏見——未解放部落差別の観念を一般住民に植えつける危険がある。だから、同和教育という別個の教育ではなく、普通の教育方針のうちに、同和地区に対する地区的な教育を考えれば、差別という問題は今後起きないだろう。

同和教育を続ける限り、いつまでも差別問題が尾を引き、同和教育もまたいつまでも続けなければならない。したがって、差別といふことはをなくするために、同和教育をなくすべきだ。

また、同和地区住民が密集して住んでいるから、いろいろ問題が起ころてくる。どんどん分散していくば同和教育もいらなくなる。

さらに、同和地区のために、43年度に市に納められる市民の税金17億円の4分の1にあたる予算をつぎ込んで事業をすることも、同和地区住民が社会的に一般住民と平等だといふ見地から見て不公平だ。

同和地区住民は約6000人、市の人口は19万人という比率に応じて予算を使わなければ、市民から、市が行政面で逆に一般住民を差別しているという批判が出る」

このような趣旨のものだったのです。

●発言の問題点

この発言をめぐって、その後、議会をはじめ市関係者や一般市民の中から、この発言には次のようなあやまりがあることが指摘されました。すなわち……

1、政府や地方自治体の同和行政の基本となっている同和対策審議会の答申の趣旨にそつて、八尾市が積極的に同和事業を取り組んでいるときに、議員として同対策答申を十分理解しないで「差別は実在しない」「部落を分散すれば問題は起ら

ない」「同和教育をはじめ同和事業を特にする必要はない」といった、あやまつた主張をしていること。

2、しかも、同議員は昭和40年12月の市議会定例会で「同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望する決議」を採択したときの提案者の一人であり、また昭和39年3月の「同和教育の推進を要望する決議」同41年7月の「同和教育施策の充実を要望する決議」にも賛成していること

3、「市税収入17億の4分の1を同和事業にあてている」と、一般市民に同和事業予算が不当に多いかのような印象を与える発言をしたこと。実際は、昭和43年度の当初予算で同和事業には、8億4千万円があてられています。このうち国庫補助1億700万円、府補助4千900万円であり、市負担は1億8千400万円で、市税収入24億5千万円の7.5%約13分の1です。

●辞職の願出一許可

このような指摘が続けられた結果、7月11日付で同議員から「差別発言をして同和地区のみなさまを差別扱いしたことをお詫びするとともに、事の重大性を痛感し、その責任をとめて辞職したい」と辞職願が議長に提出されました。

議員の辞職については、地方自治法第126条の定めで、議会が開かれていないときは議長の許可があれば辞職できることになっていますが、いやしくも市民の信託を得て当選した議員の進退にかかる重要な問題ですので、市議会全体でこれを取り上げ、真剣に考へました。

その結果、市民の選良として市の重要課題の一つである同和問題についての認識をあやまつていたこと。議員の発言は自由であるとはいえ、市民の利害に何らかの影響を及ぼすものであるとき、その発言の場が非公式なものであっても当然に責任を伴うものであること、などを考慮の上、7月26日議長は本人の願い出どおり辞職を許可することにしたものでした。

差別のない八尾市を築こう

●疑問に答えて

同和事業、同和教育不要論について

◇ 部落問題は、そっとしておけばいいのではないかでしょうか。同和教育だ、同和事業だ解放運動だと、やかましくいうから、かえって差別が生れてくるのではないかでしょうか。

「ねた子をおこすようなことは、しない方がいいのではないかでしょうか」

同和教育を進めよう、という場合にも、同和教育は絶対反対だという意見があつて、質問のような趣旨がよく主張されます。

「小さい子どもは何も知らない純真なものだ。」

何をすべきこのんで余計なことを教えるのこのままそっとしておけば、自然と年月のたつにつれてこの問題は解決するのだ」というわけです。しかし、一寸まって下さい。

小さい子どもは何も知らない、ということは確かに事実だと思います。だがよく考えてみると、何も知らないとは正反対の、何もかもしている、そして、部落問題を、差別的にしている、つまり差別観念、偏見をもっている社会人、大人にしても、何も知らない小さい乳幼児期があったはずですし、幼少年期があったはずです。つまり現在、何も知らない子供であるということは長じて差別偏見をもった大人にならないということにはならないということです。

明治4年8月21日、太政官布告によって解放されたはずの「部落」が、そして「部落住民」に対して、約100年もたった今日まで、何故、差別がつづき、差別観念がつづいているのでしょうか。そっとしておかずに、同和教育といったり、同和事業だといってとりくんだりしたから、こうなったのでしょうか。

決してそうではありません。

同和教育も、同和事業も、この100年間、ととりくまれ、つづけられたという事実はありません。

むしろ敗戦後の、約20年、それも最初の10年間は、まだまだ緒についたばかりで、ここ10年、ようやく、本格的にとりくまれようとしているわけです。まだまだ全国的に、充実してとりくまれているとはいきれない段階です。

だから、同和教育だ、同和事業だ、というからかえって差別がつづくのだということは全く見当ちがいといわねばなりません。

明治以後、差別100年の歴史からいってもそのほとんどの期間は、同和教育、同和事業がまじめにとりくまれていなかったわけです。

とりくまれてもいなかつた同和教育、同和事業に、差別の責任を、おしかぶせるということは、本当に本末転てんとうといわねばならないのではないかでしょうか。

「そっとしておけば……」などともいいますが、結婚や、就職や……の場合、本人の人間性、人格、人物、実力によってことを決することも、家柄だ、門地だ、身もとだといつて、さわぎたてて、決してそっとしておかず相思相愛のあいだをも生木をさくようにさいてしまったりするのは一体誰なのでしょうか。今年(43年)の1月4日付、朝日新聞の記事にもあるように、明治5年の壬申戸籍などという「戸籍の幽霊」をさがしだし、たづねあるき、ほじくりだしてきてます身もと調べをやったりして、「そっとしておかない」「そっとしておかない」のは、一体どこの社会のできごとなのでしょうか。

実際生活上は、決して「ねてもいい」「ねさしてもいい」のに「ねた子をおこすな」といったり、決して、そっとしておかないので「そっとしておけば…」などとは、あまりにも無責任な言動ではないでしょうか。

「ねた今まで」「そっとしておけば」いい問題なら解放令以後だけでも約100年たつて

いるのに、何故、いまだに、この問題が解決しないのでしょうか。

病気になりたくない、健康でありたいというのは万人の願いです。

しかし、もし病気にかかっていたらできるだけ早くどこかわるいかはっきりさし、適切な治療、投薬をすることが病気をなくする近道です。

わるい病気がはやるのがわかっていたら医学の認めるところにしたがって、予防注射をするのも常識です。

病気があるのに、病気であることに、目をつむっていても、病気から解放され、健康体をとりもどすことになります。

また、病気になる前に、予防できたら、それにこしたことはありません。

医者がいるから病気が発生し、薬があるから、病人ができるという理屈は成り立たないように、同和教育、同和事業に「差別」責任を転嫁するのは、まちがっています。全く見当ちがいといわねばなりません。

「同対審答申」に述べられているように「実態的差別と、心理的差別が依然として存在する」がゆえに、そして、その差別をなくするためにこそ同和教育、同和事業が積極的に進められなければならないのです。

「同和教育不要論」、「同和事業不要論」は、ちょうど、病人に病気でないと診断し、ついには回復不能においやるのと同様の危険この上もない誤りを犯すものであって、客観的には、差別(実態ならびに觀念)をいつまでもこしつづける役割をはたすものであって、悪質な「差別」と断ぜざるを得ないものであります。

部落分散論について

◇ 「部落」は、せまいところに、かたまっている感じですが、そのように密集しているから差別されるのではないかでしょうか。

「地区」を分散したら差別はなくなり、部落問題も解決すると思うのですが、「分散」できないものでしょうか。

「部落分散論」とでも名づけていいような、このような考え方、かなり古くから、現在にいたるまで、なお広く生きつづいています。

たしかに部落は一般地区からはなれた、立地条件のわるいところに位置づけられていました。(徳川封建社会の政策によって強制的に、身分、職業、居住地、が定められたのです。) 旧城下町はずれの街道沿いにおかれたり(他藩からの侵略のときの第一線防衛基地の役割りや、交通、運輸の業務をなされた関係による)、無税地である、川筋、河原、沼地、谷間の日かけ、かけっくち、などの山間僻地や、海岸べりなど土地の悪い、条件のわるい所に住ませられました。主要な産業である農業および漁業からはしめだされ特定の職業(皮革、わら、竹細工など)に従事せしめられ、狭い地域に閉じこめられ、社会外の社会としての封建的束縛と規制をうけたわけです。(下には下があると思いこまし、不平不満を文配者にではなく下に向っておしつけ転嫁さすようにしむける「身分差別制度」の分裂文配の仕組のなかでこの状態が政策的につくりだされた) 主家をはなれた浪人、転落した農民、商人などの流人などもあり、自然増、社会増の両面で、部落にはその狭さに反比例して人口があふれるようになっていました。

大阪府和泉市の〇〇部落は、昭和35年当時の調査によれば、実に16,957人という人口密度をもつていて、当時日本で一番人口密度の高いといわれた大阪市よりも、なお1平方キロについて2千人も高くなっていたという驚くべき密度を示しており、一層その生活環境を悪化させていたという実態を示していました。

た。

八尾市内の同和地区の場合も、決してその例外ではなかったわけです。

その意味では、狭い、過密な、住宅環境、生活環境、立地条件の改善はなによりも緊急の課題であるわけです。したがって、同和事業、同和行政として、不良、密集住宅の取のぞきと、改良住宅建設、地区区画整理、道路整備などなど環境改善の仕事を現在進行させています。

いわゆる生活実態における差別・低位な条件を高める事業をすすめているわけです。

ところで、ここでいわれている分散論は、そのような、実態的差別をとりのぞいていくところみとは、全く無関係に、とにかく部落はかたまっているから、ちりぢり、ばらばらになって、ちらばってしまえばいいのだという考え方のようです。

①はたしてかたまっているから部落が差別されるのでしょうか。

②はたして、いうように、分散さすことができるでしょうか。

①についてみましょう。全く逆さまだといわねばなりません。つくりだされた「差別」のために、一定の地域に、かたまらざるをえなくされたという歴史的事実が全く無視されています。

また全国各地方の農山漁村などでも、まだまだ、地縁・血縁関係の濃厚な村落・集落が多数存在しています。例えば、山田氏、田中氏、松本氏、などなどの同一の姓がのきをつらねているといった所も決して珍らしくありません。八尾市内でも、そういう親戚一族一門がかたまっている地区、地域があります。

そのように血縁つづきの者がかたまっているからということで、それらの地区・集落がはたして「差別」されているでしょうか。決してそのようなことはありません。

一方では、そのようにかたまっているから差別されないところが現実に存在しています。

一方では、かたまっているということで差別されるところが現実に存在しています。

問題の本質は、「かたまっている」からというところにはなさそうです。歴史的に社会的にも「差別」が存在しているから、かたまっていることが、差別の理由にされ、口実にされるわけです。歴史的、社会的に存在する「差別」について正しく認識し、差別をゆるさず、差別からの解放を実現していくとする態度をもたないかぎり「分散論」は全くその意味をもたない空理空論であり、無責任な意見にすぎないといわねばならないでしょう。

もちろん、こういっていることは、さきにものべましたように狭隘過密な同和地区をそのままにしておいてよいということではありませんし、そのための改良住宅建設事業の推進などの仕事を積極的に、全部落におよぼしていかねばならないという立場をとっているわけです。

もちろん、日本国民として大阪府民として八尾市民として、日本国内の、大阪府内の、八尾市内の、どこに住もうとも、それは基本的人権としての居所移転の自由に属する権利をもっているですから、各人の自由意思によって決定できるわけですし、選択し決定すべきものなのです。

そのためには、すべての市民が、国民が、どこの地域においても、差別なく、自由な平等な人間関係で交りあえるということが約束されなければなりません。

農山村は農山村なりに、都会は都会なりにそれぞれの立場・条件で、自由に居所が定められるような社会体制の確立が大切です。

かたまっているからとか、ちらばっている

差別のない八尾市を築こう

からとかでなく、かたまる、ちらばる、に
関係なく差別されない、差別しない、差別が
ないという関係をつくりださなければ問題は
根本的には解決しません。

形だけの分散は無意味です。

広島に原爆がおとされた直後、福島町とい
う部落ももちろん、そのあとたまもなかつた
わけですが、「これで広島市福島の部落もな
くなつた」という声をよそに、現在では戦前
をしのぐ大きな部落になって存在しています。

どこにでも立派に生活をしていけるだけ
の力、職業、仕事の保障と育成、教育、文化
の向上など、そして部落外一般社会の、差別
意識の解消、正しい部落問題認識の確立など
の諸条件がととのつていれば、おのずから
「分散」ではなく、「発展的」に全国各府県、
各地域で、同和地区住民が、その生活の場を
もち、たのしく市民生活をいとなんいくこ
とができるわけです。

「分散」によって部落問題が解決し、部落
解放が実現するのでなく、「同和地区的生
活環境改善、社会福祉の充実、産業、職業の安
定、教育文化の向上、基本的人権の擁護」を
中心とした部落問題解決の総合的な政治、行
政、教育のいとなみの成果として、結果とし
て、いわれるところの、いわゆる「分散」
(実は発展的な居所移転の実質的自由の実
現)が可能になっていくのではないかでしょう
か。

差別はない、差別していな いについて

◇ わたくし達は、「部落」を「差別」して
いません。部落の人が、かってに「ひがみ」
心をもっているのではないですか。
「思いすごし」ではないですか。

気にしないでくらしていけばよいのではない
ですか。

私達は「差別」していませんよという人の
ほとんどは、差別的な言辞や、身ぶり、手ぶりを、部落の人になげつけたり、表面化したりしていられないということをもって、差別して
いないといっている場合が多いようです。

もちろん、差別言辞や動作などが、絶対に
許されないことであることは、きわめて当然
のことですけれども、ただそれだけで差別を
していないというわけにはまいりません。

差別を表面化させないということには、あ
てはまるとしても、潜在的に、内在的に差別
観念をもつづけておれば、差別をしていな
いなどとは到底いえないわけです。

また、「差別」は単に「心理的」「観念的」な
ものでなく、「差別の実態」の反映と
して、相関関係をもっているのですから、
「差別の実態」がそのまま残しつづけられ
いる現実が、厳然としてあるなかで、そのこ
とに目をつぶったままで「私は差別していま
せん」と一方的に観念的にいったところで、
差別の事実はなくならないし、差別観念もま
たなくすることはできないでしょう。

社会関係、人間関係のなかで、市民生活上
の社交上の差別が表面化するには、一定の場
と条件を必要とします。

「部落」の人達とのあいだに、何らかの関
係が生まれたとき、例えば「就職」にさいし
て、「やどう、やとわれる」というような関
係が生まれたときに「部落」の人だから採用
しないといったような事例。また友人関係、
恋愛、結婚における人間関係がこのことのゆ
えに、不成立におわったという場合など、そ
の他、この問題をめぐっての話題が生れたと
きなど。

というように、なんらかの、場と条件、関
係がうまれたなかで、「差別」が表面化して
くるわけであって、全く関係、関連のないな
かでは、差別が表面化することはないわけで
す。

したがって、何らかの関係をもつようにな
った段階では「差別」的態度、姿勢をとるで
あるう人も、それまでは「差別していませ

ん」などというように言われるわけです。

「差別はしていません。しかし〇〇の場合
にはやはり困りますね……」などという具合
で、全くあてにできない言葉であることが多
くの機会に示されています。

「差別」をうちらにつつみこんだ、うわべ
だけの態度にすぎない場合が、残念ながら多
いです。

こんな例もあります。
ある学校でのPTAの懇談会のこと。

「そうですね、ほんとに今どき差別なん
てまちがってますわね、もちろん私は差別なん
んか絶対にしていませんのですよ、子供にも、
いつも差別なんかしてはいけませんよと
いってきかしているのですよ。

ところでね、先生、ここだけの話で折入つ
てお願いがあるのですが、実は、うちの子は
〇〇地区の子どもとは席をならべないように
是非お願ひします……」

一般的にいって、「ひがみ」や「思いすご
し」はそれが誰であっても、もしもそうなら、
「ひがんでいる人」や「思いすごしている
人」がひがまないよう、思いすごさないよ
うにしなければならないでしょう。

相手方(甲)がAと考えているのに、自分
は、甲がBと考えていると思いこんでいる場
合などがそうでしょう。

だがここで言われているように部落の人が
差別を差別と感じ、意識するのが、ひがみ、
思いすごし、あるいは劣等感などからくるもの
のだといえるでしょうか。

「差別」は、実態と意識の両面よりなりた
っているものです。

差別意識は「社会的意識」として存在して
います。

したがって、ひがむとか、思いすごしなど
ということではなく、差別を差別と感じ、意識
すること、言いかえれば、「被差別意識」を
もつことは「差別」が事実として存在する限
り当然であり、被差別、つまり、基本的人権
が、市民的権利、自由が侵されているとい
うことを鋭敏につかむことこそが、不当な差別
へのいきどおりを生みだし、理不じんな差別
を許さないという抵抗感をもえあがらすので
す。

そして一切の差別を追放し、根絶しようと
いう解放への意欲をわきおこすことになる
のではないでしょうか。

ひがみ云々ということで、この問題を考え
ることは、部落問題を単なる人々の心が
け、心がまえの問題に解消し、すりかえてしま
う危険性があると思われます。そうなると
部落問題は個人の「修養」の問題にとじこめ
られてしまします。(もちろん修養、人格向
上の必要がないということではありません)

「差別的実態」の土台のうえに「社会的意
識」として差別意識が存在する現代社会にお
いて、「私は差別していません」というる
ためには、差別の事実を事実として正しくと
らえ、その差別を憎み、いきどおりをもち、
差別をゆるさず、もちろん自からも差別の片
棒をかつぐ差別者となるのではなく、差別をな
くすための運動に、それぞれの立場で、それ
ぞれの生き方、いとなみを通してとりくむな
かで、はじめて差別をしていないといえると
思います。

差別とたたかう立場にたつときにこそ、差
別をしていない人間だといいきれると信じま
す。

きびしい差別の現実を知らず、みつめようと
せず、そこに生きねいている差別とたたか
いつづけている人々の苦しみ悩みを知ろうと
せず、われ関せずの第三者的、傍観者の姿
勢でもって私は差別していませんといつてみ
たところで、はたして何人を信ぜしめうる
でありますか。

「ひがむな」「気にするな」でなく、生活
実態、教育文化、産業職業、などの総合的な
向上充実によって、かりにも、ひがんだり、
気にしたりする必要のないように、そのよう
な意識の生れる余地をなくすることに、民

主的な、連携と協力を願いしたいものであ
ります。

はたして予算は多過ぎるか

◇ 「同和事業予算が多過ぎるから、一般事
業の支出にまわして、差別のないようによ
せよ」これは松村一雄議員の発言ですが、この
考え方方が同和問題の本質を著しく歪めている
ことを心にとめていただきたいと思います。」

政府は、明治4年に解放令の布告によって
なくしたはずの部落を、何ら特別な施策をほ
どこさなかったため、きわめて劣悪な生活環
境のまま部落は温存され、それがため部落の
住民は一般社会から疎外されて、就職、結婚
その他の交際において今日まで差別されてき
ました。この深刻な同和問題に対して、國も
府も市も真剣にとりくまなければならないのは
当然であります。

明治維新以来、100年もの間、適切な政治
上の配慮を、なおざりにしておった責任があ
ります。それゆえに同和事業は部落解放の一
環として環境改善、産業育成、職業保障、教
育振興などの多方面にわたって、幅広く推進
しなければならない行政の責任が付加されて
いるであります。このように考えると、現
在の同和事業予算は少ないとすることはあ
つても、決して多くはないであります。

たとえば、昭和43年度当初予算における同
和事業関係予算をみてみると、政府65億円
大阪府28億円、大阪市35億円、八尾市3億4
千万円であり、これら地方自治体の予算に比
較して政府予算がとくに少ないことがだつ
ています。そのことが、地方自治体の財政を
圧迫していることは事実です。

しかし、地方自治体の予算も決して多いと
はいえません。八尾市の場合、同和事業予算
3億4千万円の内、国庫補助1億700万円、
府補助4千900万円であり、市負担は1億8
千400万円で、市税収入24億5千万円の7.5%
約13分の1であります。「市税収入の4分の
1を同和事業予算に使っている」といったよ
うな議員の発言は事実の認識不足といわな
ればなりません。

以上のような情況からみると、現在の同和
事業予算は決して多いものではなく、同和事
業のもつ重要性と緊急性を考えれば、まだま
だ予算が少ないと考えております。今後市に
おきましても差別をなくすために本問題に積
極的にとりくんでまいりたいと考えますので
市民のみなさんもよろしくご理解いただくよ
うお願いします。



差別のない八尾市を築こう

●八尾市同和教育基本方針

日本国憲法は、生命、自由および幸福追求に対する国民の権利を尊重し、さらにすべての国民は法のもとに平等であることを保障している。

しかし、現在なおこのことは確立されておらず、とくに同和地区においては、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住および移転の自由、結婚の自由などの基本的人権が、いちじるしくおかされており、社会的、経済的、文化的に低位な状態におかれている。

これらの問題は、民主主義がいまだに徹底していないことにもとづくものであり、これを解決するには、すべての国民が共通の課題として取り組まなければならないが、とくに国、府および市の責務として、差別の実態を科学的、実証的にとらえ、積極的に差別からの解放につとめることが肝要である。

したがって、同和地区的住民に教育の機会均等と職業選択の自由を完全に保障し、生活を安定させ、社会的、経済的、文化的地位の向上をはかるとともに、国民ひとりひとりに

部落問題を正しく認識させ、社会の中にいまなおいきている不合理な部落差別をなくすための施策を推進することがたいせつである。

このことは、あらゆる力の結集によって達成されるものであるが、その中でも教育の果たす役割は大きい。

以上の観点に立って、同和教育を推進するために、その基本方針を次のとおり定める。1、日本国憲法、教育基本法の精神にのっとり、同和対策審議会答申の趣旨にもとづいて、人権尊重の精神に従し、差別の実態を正しくは握して、不合理な部落差別をなくす科学的認識を育て、実践力を身につけた民主的な人間の育成を期する。

2、部落差別をなくすために、市内のすべての学校、すべての地域社会において同和教育を推進し、すべてのひとびとが部落問題を正しく認識し、この国民的課題をみずから課題として解決にあたるようにつとめる。

3、同和地区における児童、生徒の長欠、不

就学の問題ならびに就学前教育の普及率や上級学校進学率の低さなど、教育の機会が阻害されている実態をは握して、児童、生徒の就学を促進し、学力を向上させ、その可能性を最大限に伸ばしうるよう教育諸条件の整備をはかり、教育の機会均等と進路の保障につとめる。

4、同和地区における住民みずからが、社会的、経済的、文化的水準を向上しうるよう各種の学級・講座などの開設ならびに自主的、組織的活動の助成など、社会教育における諸条件の整備につとめるとともに、ひろく全市民に対しても同和教育を積極的に推進するようつとめる。

5、同和教育を推進するために、部落問題に関する深い認識と理解と実践力を身につけた熟意ある指導者の育成をはかる。本方針の実施にあたっては、教育の主体性をたもち、学校教育と社会教育の連携をはかるとともに、関係諸機関および諸団体との連携をいっそう密にして、総合的に推進しなければならない。

●むすび

昭和43年3月市議会定例会において、市長の施政方針の一つとして、同和事業の継続的推進を図ることに最善の努力を傾注することが明らかにされています。

今後、一日も早く同和問題を解決するためには市民の皆さんのご理解とご認識をお願いする次第であります。（この特集は、八尾市、市議会、市教育委員会が共同編集しました）

決議案第1号

同和教育の推進を要望する決議の件
同和教育を推進するため、次のとおり決議するものとする。

昭和39年3月28日提出

八尾市議会議員 斎藤 俊一
同 近藤与四郎
同 川元 栄三
同 木田 梅吉
同 大川末治郎
同 川村吉太郎
同 平田 庄治
同 浜田 昌雄
同 阿尾 彰

同和教育の推進を要望する決議

日本国憲法において、日本国民はすべての基本的人権の享有をさまたげられることなく、また法の下に平等であって人種、信条、性別、社会的身分、または門地により政治的、経済的または社会的関係において差別されないものとし、これは侵すことのできない永久の権利として現在及び将来の国民に与えられるものであると定められている。

しかし、憲法に定められるこれらの国民に保障された自由及び権利は国民の不断の努力によってこれを保持しなければならないのであって、この理念の実現のためにも、日本社会の一切の矛盾と不合理が集中している部落問題こそは、まさに全国民、全市民の絶えざる努力によって解決にあたるべきことが要求される問題といわねばならない。

真的意味での民主主義社会の創造を怠る本議会は、未だに存在するこのような国民の権利の不当な侵害を見逃し得ない。

いは、進んで一切の差別を克服し、新しい社会を生み出すたくましい力を育て上げる同和教育の推進に強い期待を抱くものである。

従ってここに本市教育関係者のみならず全市をあげて、この際決意を新たにし、政府並びに関係行政府に對し同和教育の推進のため最善の努力を払われるよう強く要望するものである。

以上決議する。

昭和39年3月28日

八尾市議会

決議案第4号

同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望する決議の件
同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望するについて次のとおり決議するものとする。

昭和40年12月21日提出

八尾市議会議員 斎藤 俊一
同 熊倉 壱二
同 御内幸次郎
同 松村 一雄
同 川内牧太郎
同 野津 昌己
同 岡村市太郎
同 森本 義雄
同 阿尾 彰

同和対策審議会答申の完全実施を政府に要望する決議

同和対策審議会は、総理大臣の諮問にこたえ「同和地区に対する社会及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について答申を提出している。

同和地区住民の市民的権利と自由を行政的に保障することなく、同和対策を推進することは不可能であり、その意味において今回の答申が國の責務を指摘し、基本的方策ならびに具体的施策を提案し、その積極的実施を政府に要望したことには大きな意義を認めなければならない。

よって、本市議会は、政府に対し同和対策審議会の答申に沿って総合計画を策定し、同和地区的環境改善、産業、職業、教育の各方面にわたる具体的年次計画を樹立されるよう要望する。

以上決議する。

昭和40年12月21日

八尾市議会

決議案第5号

同和教育施策の充実を要望する決議の件
同和教育推進のため、関係諸施策の充実を政府に要望するについて次のとおり決議するものとする。

昭和41年7月4日提出

八尾市議会議員 真田 獣
同 熊倉 壱二
同 畑中 正一
同 田中喜太郎
同 山野啓太郎
同 川内牧太郎
同 角倉 菊造
同 近沢 武茂

同和教育施策の充実を要望する決議

日本国民は、すべて法の下において平等であることは憲法によって保障された基本的人権である。

しかるにわが国は、歴史的発展の過程において形成された人権の侵害は、いまや早急に解決しなければならない実情であるが、その施策は遅々として進まない。

政府は先般「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」を同和対策審議会に対して諮問した結果、昭和40年8月11日環境改善、社会福祉、産業及び職業、教育問題、人権問題の5項目にわたって具体策の答申があり、政策の積極的推進に努力してきた。また、本市においても、教育問題はじめ各部門にわたって解決に努力するとともに、去る昭和39年3月28日本市議会において政府に対し「同和教育推進のために最善の努力をはらうよう」要望決議したものである。

もとより、これは全国的な問題で地方的解決は至難で、この社会の不合理と矛盾をなくすための根本的解決策は答申にもあるように諸施策を強力に実施することが國の責務である。

したがって、ここに、本市議会は積極的な施策の推進を確保するため、國の財政的助成措置を強化、拡大するよう強く要望するものである。

以上決議する。

昭和41年7月4日

八尾市議会

やあ市政だよ

3

昭和43年8月20日

第366号

お知らせ

健康のこと

■住民検診は9月4日から各地区で

市民の皆さんに健康で明るい生活を過していただくため、住民検診を行ないます。レンタゲン車が各地区を巡回しますから、この機会にぜひ受診してください。

△対象者=15歳以上の人。満40歳以上の方には血圧測定も行ないます。

△検査結果=レンタゲン間接撮影や血圧を測定して異常のある人には、後日精密検査を

してどこが悪いかをお知らせします。】

▷費用=無料。

日 時 午 前 午 後
9月4日(水) 志紀中学校
5日(木) 安中小学校
6日(金) 南高安小学校
9日(月) 曙川出張所: 清友幼稚園
10日(火) 用和小学校

11日(水) 高安中学校: 中高安小学校
12日(木) 労働会館分館
13日(金) 竹淵小学校: 久宝寺中学校
16日(火) 大正小学校: 大正中学校
18日(木) 八尾小学校
午前は10時~12時、午後は13時30分~15時30分の間に検診します。

衛生のこと

■水洗浄化そうの管理は許可業者へ

最近、市内で水洗トイレにされる方がふえましたが、浄化そうによる臭気、放流水などで苦情が多くなっています。これは浄化そうの維持管理が不完全なために起こるもので、浄化そうさえつけておけば、トイレのことなど放っておいてよいと思われているのが原因のようです。

これをなくすためには、専門的な知識を持った人が正しい管理をすることが大切です。このほど、清掃法が改正され 500人そう以

下の浄化そうについては、市長の許可をうけた専門業者が設置者に代って維持管理をするようになりました。(従前は府知事の許可)

市では、専門業者に許可をあたえる手続きを進めていますが、正式な許可に先立って次の三業者を内定し、清掃、維持管理を円滑に進めることにしました。

浄化そうの管理者、設置者はにおいや放流水などの苦情をなくすため、市の許可業者に維持管理を委託していただこうよお願いしま

す。(くわしいことは市衛生課防災係までお問い合わせください)

許可内定業者は次のとおりです。
○八尾市清掃協同組合理事長、杉田正次(八尾市役所内)
○八尾市浄化槽設備会社代表者、中塩音次郎(亀井町3丁目4番14号)
○八尾市浄化槽管理センター代表者、西尾猛(教興寺301番地)

同和のこと

■同和対策審議会会長に田中三郎氏

今月2日、同和問題の基本的な対策を審議する同和対策審議会が市長の付属機関として発足し、委員に20人を、顧問に3人を委嘱しました。

この審議会は同和問題の総合対策の樹立、調査研究、同和地区的改善を審議し、同和問題の解決に役立てようというもので、2日の初会合では、会長に田中三郎氏(部落問題学

識経験者)副会長に村越未男氏(高知大学講師)を選びました。

教育のこと

■青少年指導ルーム開設

市教育委員会では、青少年の健全育成のために青少年指導ルームを青少年センター(清水町1丁目、教育センター内)に設け、非行防止のための街頭指導などの幅広い活動を行なっています。

量間は婦人会、PTAのおかあさん方68人が街頭指導にあたっているほか、近く、青少年指導員約50人が夜間の指導も行ないます。

なお、青少年愛護相談も毎週火、木曜日に教育センターで開いています。

また、市民のみなさん1人1人が次の世代にならう若い力を育てるため、他人のこどもも自分のこどもと同じように暖かい大きな気持ちをもって、青少年に愛の一声をかけてください

災害のこと

■台風シーズンに備えあれば憂いなし

先月、早くも台風が本土に上陸し、台風シーズンの到来となりましたが、台風の被害を最小限にとどめるには何より風と雨の両方に備え、台風情報にいつも注意しなければなりません。

■風への対策=進行方向によって風向が変わります。西側を通過するととき、風は東寄り

から北、西寄りに吹き、東側を通過のとき風は東寄りから南、西寄りに吹きます。

■雨への対策=地盤がゆるみ、がけくずれが起こることもありますので山の手や新しく造成された宅地の住居では、家の周囲をよく見ておきましょう。

■大雨で被害を受けた方に市税減免

先の大雨で、床上浸水の被害を受けられた方、床上浸水の被害を受けた建物を所有しておられる方は、市税の減免を税務課に申請することができます。申請ができますと、市長がとぐに減免することを必要と認めた場合には、担税力に応じ一部市税の減免をします。

人の募集

■市職員と保母さんを募集

市では、職員と保母さんを次のとおり募集することになりましたので、受験を希望される方は、市職員について、9月17日までに受験申込書(市役所人事課にあります)名刺型写真、卒業証明書、成績証明書を各1通人事課まで提出してください。また保母さんについては市職員と同じ書類、写真に資格証明書(写)をそえて9月17日までに申し込んでください。

☆市職員

①上級 事務職(法律、経済)技術職(土木、建築)②初級 事務職(高校)技術職(土木)いずれも若干名

①と②の技術職は男子のみ

②資格①学歴 上級は大学を、初級は高校を4年3月以降に卒業か、4年3月に卒業見込の方

②年令 上級は昭和18年4月2日、初級は22年4月2日以降に生れた人

▷試験①とき 43年9月22日(日)午前9時から市立清友高校で

②課目 上級は①一級教養 ②法律(憲法、民法、行政法)経済(経済原論、財政学、経済政策)土木(構造力学、土質力学、水理学、都市計画、河川工学、道路工学、土木材料構築工学、測量)建築(構造力学、建築構造、設計、建築材料、設備、建築施工、建築法規)

初級は①一般教養②事務職は作文技術職は高卒程度の専門知識

なお、この筆記試験に合格した人は後日2次試験があります。

▷給与 上級 事務29,000円以上 技術

31,000円以上

初級 事務24,300円以上 技術

25,400円以上

☆保母さん

①資格①学歴 高校または短大を35年3月以降に卒業(短大は14年3月卒業見込むむ)し保母の資格を持つ人

②年令 短大14年4月2日以降に、高校16年4月2日以降に生れた人

▷試験①とき 43年10月8日(日)午前9時 市役所で

②試験 口述試験、身体検査、身上調査

▷給与 短大 26,700円以上 高校 21,300円以上

市職員のこと

■市職員の人事異動を行ないました

市では、次のとおり人事異動を行ないました。

【部長級】市立病院事務局長 岡田繁春▽人事課付 平尾達夫 【次長級】民生産業部次長兼社会課長 梶谷悟郎▽保健衛生部次長兼保険課長 松村敬三▽市立病院事務局次長兼医業課長 松村福三郎▽消防次長兼予防課長 杉村喜久男 【課長級】秘書課長 西崎宏▽民生産業部参事 平岡政吉▽建設部参事

由良源三郎▽市会事務局次長 高橋隆▽選挙管理委員会事務局長 桐山啓三 【課長補佐級】志紀出張所長 吉村芳夫▽民生産業部社会課長補佐兼社会係長 佐藤芳夫▽民生産業部市民課長補佐兼市民係長 乾亮▽市立労働会館長 花谷照信▽消防本部 総務課長補佐兼庶務係長 重村繁▽消防本部予防課長補佐兼予防係長 田守功二▽消防本部予防課長補佐兼安全係長 川合直▽消防本部警備課長補佐

佐兼警備係長 山本清▽消防署次席兼庶務係長 高橋俊吉▽山本消防出張所長 島田光三

【係長級】兼人事課人事係長 竹末武明▽兼市民課戸籍係長 松本栄蔵▽市立労働会館長補佐 吉本智▽兼水道局浄水係長 永木敏夫▽水道局施設課計画係主査 朝田勇▽水道局浄水係主査 田中啓太郎



やお市政だより

第366号

4

昭和43年8月20日

市の話題

☆デザイン教室で 焼ものはじめる

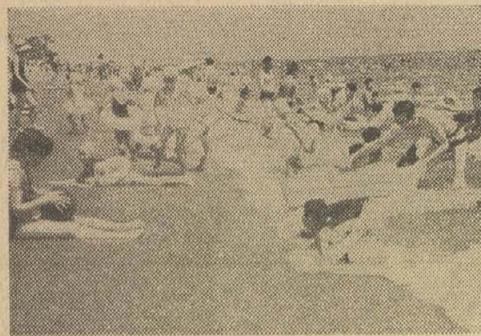


市立労働会館分館で開いているデザイン教室では、このほど陶芸がまを設置して焼きものを勉強しています。

この陶芸がまは、ガスを燃料にして、小湯呑40個が一度に焼くことができ、温度も1300度に上げることができますので素焼、樂焼から本焼もできるようになっています。

デザイン教室では冷房のはいったすずしい部屋で、大木稔先生の指導を受けながら、土から茶わんや湯呑、花びんの形を作り、ろくろやへらで形を整えて乾燥したあと、かまに入れでうまく焼けるのを楽しみにしています。

なお、デザイン教室では定員に少し余裕がありますので受講希望者は分館までお問い合わせください。



☆こども会が殺虫剤散布

柏村南地区の赤とんぼこども会のよい子たちは、自分たちの町から力やハエをなくして住みよい町にしようと先月から殺虫剤散布を続け、地区の人々から喜ばれています。

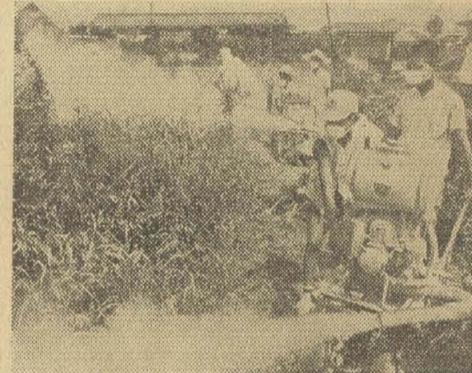
このこどもたちは地区の小、中学生123名で、毎週金曜日の午前中、市の自動散粉機などを使って殺虫剤をまいたり、草刈りをしたりして奉仕活動を続けているものです。この活動を始めた3年前から力やハエはめっきり少くなり、この地区からの日脳、伝染病の発生は0の好成績をあげ、こどもたちははりきって活動を続けています。

☆にぎわった国保海の家

大阪市との行政協定で、毎年恒例の行事となっている国保『海の家』は、今年も12日から14日まで3日間、三重県鼓が浦で開設されました。

例年希望者が多く、今年も3,000人が参加して行なわれ、浜辺は歓声と水しぶきを上げる市民の皆さんでいっぱいになりました。

期間中、医師も万一の事故に備えて、待機していましたが、幸い1人の事故もなく全員真黒に日焼けして、元気に帰ってきました。



道標をたずねて

その15

信貴山立石とおうとごへ



中高安小学校の校門前に変形の自然石を利用した道標があり、信貴山立石とおうとごへを案内している。この道標は天保11年(1840)に服部川の観音講の人達が建てたもので中央に西国三十三力所と書き、その上に梵字を彫っているので珍らしいものと言える。案内に従って左へ向い、学校の横を北へ進むと大窪から下ってきた道との三つ辻にも小さな自然石を利用した道標がある。これにも中央に西国三十三所觀世音と彫ってあるのでやはり地元の人達が建てたものと思われる。

大窪部落に入ると神立への分れ道の角に棒状の石材に「左おうとごへ」と深い彫りの文字を刻んだ素朴な道標がある。この辻には板碑(碑面の風化がひどく何が彫まれているか

わかりにくい)も建てられており信仰のための多くの旅人が通ったことが想像できる。さらに大窪から神立への里道の中頃にも白い平らな石で作られたおうとごへの道標が立っている。

これらおうと越道に残る道標は何れも自然石を使ったものであり、地元の人達が手近にある石を利用して建てたもので、これらが地元で大切に保存されていることは喜ばしい。時代の移り変りと共に道路事情が変り、利用者がなくなってしまったおうと越道であるが、これらの道標が保存されている限り、昔賑った峠道と地元の人達のあたたかい心情とのつながりが語り伝えられることと思う。(写真は中高安小学校前の道標)

☆中学高校生の作文募集



八尾青年会議所では、中学高校生の作文を募集しています。夏休みを利用してどしどし応募してください。

■テーマ 中学「私の考える未来の世界」

高校「私の郷土」

■枚数 1人1編(400字詰め原稿用紙5枚以内)

■締切日 9月10日

■送り先 八尾青年会議所(清水町2-1-32、八尾商工会議所内)

入賞者には市長賞、市教育委員会賞などが贈られます。

しあわせを築く道

同和教育の手引

2



「部落はせまいところに、密集して生活しているから差別されるのではないか。地区民が分散すれば、自然に部落もなくなり、同和問題も解決するのではないか」

このような考え方の方は、かなり以前からあります。ここには、大へんな誤りがあります。

部落は自然にできたものではないのです。永年続いた徳川封建社会において、政策的に、強制的に身分、職業居住地が定められ、部落の人たちは、主要な産業である農業、漁業からはしだされ、しかも人の住めない川筋や河原、沼地、谷間などに閉じこめられてしまっていました。

つまり、つくり出された差別のために、一定の地域にかたまらざるをえなくされたのです。このような極端な差別に押しつかれてきたために、今日においても、なお、地区には定職につけず、貧困にさいなまれ、満足な住居ももたない人が少なくありません。

ですから、こうした歴史的事実や、差別がうんだ歴史的経過とその実態を無視して、単に分散すればよい、という意見ははなはだ無責任なものといわねばなりません。

部落はかたまっているから差別されるのではなく、好むと好まざるとにかかわらず、差別によって一定地域に住まわせられているのです。

以上からでもわかるように、分散をするにも、すべての市民、国民が、どの地域においても差別なく、自由で平等な人間関係が約束されなくてはなりません。どこにでも立派に生活をしていくだけの力、職業、仕事の保障と育成、教育、文化の向上など、そして大切なことは、部落外一般社会の差別意識の解消、正しい部落問題認識の確立などの諸条件がととのっていれば、おのずから分散ではなく、発展的に全国どこででもその生活の場をもち、たのしく市民生活を営んでいくことができるわけです。

無責任で安易な考え方からではなく、分散(発展的な居所移転の実質的自由)を実現するためには、まずそうできない現実をみつめその根元をつきとめ、その根を完全にたちきる努力から始めるのでなければなりません。行政的な諸施策はもとより、市民の一人一人が、差別のない真に明るい社会の建設に向って、日々の努力こそが、その道を開く唯一の方法であることがわかります。